

がい よう ばん
概 要 版

おおさかししょうがいしゃしえんけいかく こうきけいかく
大阪市障害者支援計画 後期計画

へいせい ねんど へいせい ねんど
(平成20年度～平成23年度)

おお さか し
大 阪 市

第1部 総論

第1章 計画の基本的考え方

1 計画の趣旨

「大阪市障害者支援計画（平成15年度～24年度）」の中間年に当たり、障害者自立支援法等の新たな法や制度に適切に対応するために、「後期重点施策実施計画」策定に合わせて、後期計画として改定します。

2 計画の位置づけ

障害者基本法に基づく市町村障害者計画であり、障害のある人の意向や社会情勢をふまえ、大阪市における障害のある人に関わる施策の基本的方向性を示す総合的な計画です。「大阪市総合計画21」など、大阪市の他の関係する計画との連携を図っていきます。

3 計画の期間

後期計画期間は、平成20年度から23年度までの4年間とします。

4 計画の基本方針

障害のある人が持つ力を発揮し地域社会の一員として自立した生活が確立できるよう、「大阪市障害者支援計画」の次の3つの基本方針を引き継いでいきます。

(1) 個人としての尊重

一人ひとりの希望や思いを尊重して、持っている力を引き出し、生活のいろいろなことについて自分で決めていけるように支援します。

(2) 権利実現に向けた条件整備

障害のある人が、教育、仕事、スポーツ・文化活動などいろいろなことに参加できるように仕組みを整え、いきいきと毎日を過ごせるような社会を作って

いきます。

(3) 地域での自立生活の推進

障害のある人が、自分の住んでいる地域で生活できるよう、住まいの場所の確保、家事や介護をお手伝いするサービスの充実などに努めます。特に、障害のある人で施設で生活をしている人や長期間入院している人が地域で生活できるよう、仕組みづくりに取り組みます。

5 計画の内容

この後期計画では、大阪市障害者支援計画の計画体系を引き継ぎ、「権利擁護と当事者活動支援」「啓発・広報」「生活支援」「生活環境」「就業支援」「教育・保育」「保健・医療」の7つの分野における現状と課題を整理し、基本的な施策の方向性を示します。

第2章 計画の推進に向けた方策

1 計画の推進

障害のある人の地域での自立生活を支援するため、関係する各種施策を総合的に活用できるよう、また、一人ひとりのライフステージを通した一貫した支援ができるよう、本市関係部署間の連携した取り組みはもちろん、国や大阪府をはじめとする行政機関、当事者団体、福祉関係団体、福祉サービス提供事業者、地域団体、教育機関、医療機関、NPO、ボランティア団体、企業、一般市民、学識経験者等との連携を図ります。

2 推進基盤の整備

(1) 当事者参画の推進

障害のある人に関係のある施策については、障害のある人の意見を聴いて決めるようにします。

(2) 相談支援の充実

障害のある人が自分に合ったサービスを利用し、生活の質を高められるよう、
いろいろな機関が協力して相談に応じ、支援します。また、障害のある人が
地域で安心して生活できるよう、地域でのネットワークを作ります。

(3) 人材の確保及び職員の資質の向上

障害のある人を支える専門のサービスを担当する人を確保するための方策
について検討します。

また、本市の職員が障害のある人について理解を深めるための研修をすす
めます。

(4) ボランティア・NPO活動の推進

すすんでいろいろな福祉活動をし、障害のある人の生活を支えているボラン
ティアやNPOの活動が盛んになるよう、情報を提供し、研修や交流会を
行います。

(5) 調査研究の推進

障害のある人に関する専門的なことについて調査や研究をし、サービスの
向上をめざします。

(6) 地域福祉の推進

障害のある人が地域で自立して生活し続けるとともに、安心して生活できる
よう、地域で障害のある人を支えるネットワークを作り、共に生きる社会の
実現をめざします。

第2部 各論 (分野別施策目標)

第1章 権利擁護と当事者活動支援

障害のある人は、病院や職場など生活のいろいろな場面でいじめや人権侵害を受けることが多く、また、ひとりで判断することが難しいためにいろいろなサービスが利用できず困ることがあるので、障害のある人の権利を守る制度を充実します。

(1) 相談体制の充実

人権が侵害されたときに身近なところで相談できるよう、区役所や、相談支援事業所などによる相談を充実します。

(2) 後見的支援事業の利用の促進

福祉サービスの利用やお金の管理を支援する事業を、身近なところで利用できるような仕組みにします。ひとりで判断することがむずかしい人が契約を結べるよう、成年後見制度をPRします。

(3) 権利を擁護するための取り組みの推進

福祉サービスを利用して困ったことがあったとき相談して解決できるよう、苦情解決の仕組みを充実します。特に入所施設や精神障害のある人の社会的入院から、地域生活への移行を支援する取り組みのより一層の促進をはかります。

(4) 当事者活動への支援

障害のある人が自分の意見を言って自分の権利を守る活動（セルフ・アドボカシー）を充実します。障害のある人が同じ立場で相談にのる活動（ピアカウンセリング）など、障害のある人たちの活動を支援します。

第2章 啓発・広報

地域の人たちが障害のある人を理解し、お互いの人権を尊重する社会を作るため、啓発に取り組めます。

(1) 啓発・広報の推進

障害のある人について理解を深め、地域で安心して暮らせるよう、地域の人たちや事業者に対して、テレビ・ラジオ・市政だよりなどを使って啓発をすすめます。

(2) 人権教育・福祉教育の充実

学校で障害のある人について理解を深めるような学習をすすめ、地域においてもいろいろな講習会を開きます。

第3章 生活支援

障害のある人が生活のことで困ったときに身近なところですぐに相談したり、一人ひとりにあったサービスを利用して地域で安心して生活できるよう、いろいろな施策の充実に努めます。

(1) 相談、情報提供体制の充実

区保健福祉センターや相談支援事業所などでの相談を充実します。また、いろいろな機関が協力して相談に応じるようにします。障害のある人の希望や考えを尊重し、必要なサービスが利用できるように支援します。

(2) 地域生活の支援

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、居宅介護などのサービスの充実にめざし、必要なサービスが利用できるよう支援します。また、障害のある人たちが一緒に暮らすグループホーム等への支援をすすめます。

さらに、難病患者への在宅介護サービスの充実に努めます。

(3) 日中活動の支援

障害のある人が通所して利用する施設については、一人ひとりが必要とするサービスを受けることができるようにし、日中活動を支援します。

地域に住む障害のある人に役立つような運営をめざします。

(4) 施設入所、入院患者等の地域生活への移行の促進

施設に入所している人が地域で自立して生活できるような取り組みをすすめます。また、施設に入所している、または、入院している精神障害のある人が地域で生活できるよう、医療と生活の両面から支援する仕組みを整備します。

(5) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもの育ちを支援するための、それぞれの特性を活かした相談支援をすすめます。

(6) 多様なニーズに対応した支援

障害のある人それぞれの生活の必要性に応じた生活支援ができるよう、関係機関が連携して取り組みます。

(7) コミュニケーション・情報収集等に関する施策の充実

手話・点字など障害のある人のコミュニケーションや情報を集めやすくする方法を広め、手話通訳などができる人を派遣する事業をすすめます。

(8) スポーツ・文化活動の振興

障害のある人がスポーツ・文化活動に参加しやすくなるようスポーツ施設の利用を促進します。また、障害のある人が気軽にスポーツに参加できるようにいろいろな教室を開催します。

第4章 生活環境

障害のある人が地域で安心して生活し、社会参加ができるよう、グループホームの整備など住む場所を確保したり、建物や施設を利用しやすくしたり、電車やバスでの移動をしやすくします。

(1) 生活環境の整備

地域においていろいろな住まいの場を確保するため、市営住宅や民間住宅のバリアフリー化をすすめます。また、本市の建物をはじめ、たくさんの人が利用する民間の建物について、障害のある人をはじめすべての人が利用しやすくなるようバリアフリー化をすすめます。

(2) 移動手段の整備

市営交通機関については、地下鉄の駅にエレベーターを設置したりノンステップバスを導入するなど、障害のある人をはじめすべての人が利用しやすくなるようにします。また、民間鉄道についても、エレベーターの設置やバリアフリー化されるよう働きかけます。

(3) 暮らしの場の確保

障害のある人が生活しやすい住宅を供給するとともに、住宅を借りやすくなるよう民間事業者に働きかけます。

(4) 防災・防犯対策の充実

障害のある人を災害から守るため防災体制を強化します。また、災害が起こったときや緊急のときに、障害のある人が安全に避難できるような仕組みを整備します。

第5章 就業支援

働きたいと思っている障害のある人が働けるように、能力開発などいろいろな施策をすすめます。

(1) 就業の促進

いろいろな働き方にあった能力開発をすすめます。また、企業が障害のある人を雇用するように啓発します。

(2) 就業支援のための施策の展開

障害のある人が働き続けられるよう、仕事と生活の両方から支援できるよう障害者就業・生活支援センターやいろいろな機関が協力するよう取り組みをすすめます。

(3) 福祉的就労の支援

障害者小規模作業所や小規模通所授産施設が、障害者自立支援法による新しい事業へ円滑に移ることができるよう支援に努めます。

第6章 教育・保育

障害のあるこどもが、自立に向けて可能性を伸ばせるよう、地域の幼稚園・保育所・学校や特別支援学校（盲学校・聾学校を含む）で、一人ひとりにあった教育・保育をすすめます。

(1) 就学前教育の充実

地域のなかで共に育ちあう教育・保育をすすめます。

(2) 義務教育段階における教育の充実

小・中学校で共に学び育ちあう教育をすすめます。

また、特別支援学校が、特別支援教育のセンターとして、学校や保護者の相談

を受けるようにします。

(3) 後期中等教育段階における教育の充実

将来の自立に向けて、一人ひとりにあった目標をたてて、自分の生き方を
選ぶ力を育てます。特別支援学校高等部では、職業教育もすすめます。

(4) 生涯学習や相談・支援の充実

障害のある人が学校卒業後もいろいろなことを学べるよう、図書館や地域の
施設の整備などに努めます。

また、教育センターや特別支援学校での相談を充実します。

(5) 人権教育・福祉教育の充実

各学校では、違いを認めあい互いの人権を尊重しあう児童・生徒、また集団
を育成する取り組みに努めるとともに、障害と障害のある人に対する認識や
理解を深めるための取り組みを推進します。

(6) 教職員等の資質の向上

すべての教職員が障害や障害のある人について理解を深めるよう、研修
の充実に努めます。

第7章 保健・医療

障害のある人が安心して医療を受けられるよう、医療を提供する仕組みの
充実に努めます。また、保健・医療・福祉のいろいろな機関が協力して支援を
すすめます。

(1) 総合的な保健、医療施策の充実

障害のある人の二次障害を防ぐため、健康管理をすすめます。障害のある
人が医療を受けやすくなるよう受診の支援に努めます。

(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実

各関係施設、機関などが連携し、地域でリハビリテーションが受けやすくなるようにします。また、市立病院のリハビリテーション部門の機能の充実に努めます。

(3) 早期療育体制の整備

障害のある子どもが早い時期から療育を受けられるよう、相談機関が連携します。

(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

精神障害のある人のいろいろな相談に応じ、必要なときに医療につなげるよう、各区保健福祉センター、こころの健康センター、相談支援事業所の機能を充実します。

また、身近なところで精神科の救急医療が受けられる仕組みづくりを考えていきます。

(5) 難病患者への支援

特定疾患患者に対する保健事業の充実に努めます。

第3部 重点的に取り組む施策

第2部 分野別施策目標で掲げた各施策のうち特に重点的に取り組む必要のある施策について再掲も含めて全分野にわたってお示ししていますが、この概要版では掲載を省略しています。

第 1 部 計 画 の 基 本 的 考 え 方

【計画策定の背景】

- 社会福祉基礎構造改革
「サービス利用者と提供者の対等な関係」
「利用者本位の考え方に立った地域での総合的な支援」
- WHOによる国際生活機能分類(ICF)
- 大阪市障害者支援計画の中間年に当たり
障害者自立支援法制定や教育基本法、雇用促進法等の改定を踏まえて改定
- 大阪市障害福祉計画を策定
- 大阪市人権教育・啓発推進計画を策定
- 大阪市人権尊重の社会づくり条例

【計画の性格】

- 障害者基本法に基づく市町村障害者計画
- 障害者に関わる施策の基本的方向性を示す総合的な計画
- 「大阪市総合計画」との整合、「大阪市
次世代育成支援行動計画」「大阪市高齢者保健福祉計画」などとの連携

【計画の期間】

平成20年度から23年度までの4か年
第3期障害福祉計画策定期間に合わせて見直し

【基本的考え方】

- (1) 個人としての尊重
障害のある人が生きる力を発揮できるよう支援
- (2) 権利実現に向けた条件整備
障害のある人が、自己の選択によって社会参加し、自己実現を図ることのできる社会基盤づくり
- (3) 地域での自立生活の推進
障害のある人が、社会資源を活用して自らの意志に基づいてライフスタイルを確立できるよう支援

【計画の推進及び評価】

- 大阪市障害者施策推進会議において進捗状況を把握
- 大阪市障害者施策推進会議推進チームを設置し、施策の研究・検討及び関係部局間の連携・調整を行う
- 数値目標を盛り込んだ大阪市障害福祉計画と一体的に推進
- 大阪市障害者施策推進協議会において進捗状況を点検

【計画の推進に向けた方策】

- (1) 当事者参画の推進
- (2) 相談支援の充実
- (3) 人材の確保及び職員の資質の向上
- (4) ボランティア・NPO活動の推進
- (5) 調査研究の推進
- (6) 地域福祉の推進

第 2 部 分 野 別 施 策 目 標

【権利擁護と当事者活動支援】

- ① 相談体制の充実
- ② 後見的支援事業の利用の促進
- ③ 権利を擁護するための取り組みの推進
- ④ 当事者活動への支援

【啓発・広報】

- ① 啓発・広報の推進
- ② 人権教育・福祉教育の充実

【生活支援】

- ① 相談、情報提供体制の充実
- ② 地域生活の支援
- ③ 日中活動の支援
- ④ 施設入所、入院患者等の地域生活への移行の促進
- ⑤ 障害のある子どもへの支援の充実
- ⑥ 多様なニーズに対応した支援
- ⑦ コミュニケーション・情報収集等に関する施策の充実
- ⑧ スポーツ・文化活動の振興

【生活環境】

- ① 生活環境の整備
- ② 移動手段の整備
- ③ 暮らしの場の確保
- ④ 防災・防犯対策の充実

【就業支援】

- ① 就業の促進
- ② 就業支援のための施策の展開
- ③ 福祉的就労の支援

【教育・保育】

- ① 就学前教育の充実
- ② 義務教育段階における教育の充実
- ③ 後期中等教育段階における教育の充実
- ④ 生涯学習や相談・支援の充実
- ⑤ 人権教育・福祉教育の充実
- ⑥ 教職員等の資質の向上

【保健・医療】

- ① 総合的な保健、医療施策の充実
- ② 地域におけるリハビリテーション・医療の充実
- ③ 早期療育体制の整備
- ④ 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備
- ⑤ 難病患者への支援

第 3 部 重 点 的 に 取 り 組 む 施 策

分野別施策目標で掲げた各施策のうち特に重点的に取り組む必要のある施策について再掲も含めて全分野にわたって掲載